

平成31年度 総合評価落札方式実施方針

東北地方整備局企画部技術管理課

工事関係

平成31年度 総合評価実施方針【工事】

対応項目		課題・問題等	取り組み内容
基準改定	① 技術提案書作成の改訂	<p>技術提案の内容によっては、<u>標準化しつつある技術提案が生じている。</u></p> <p>技術提案書の<u>様式の自由度が高く、様式への詰め込みが見られ、オーバースペックの誘発に繋がりがねない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>工事規模や工事の難易度に応じて、求める技術提案項目数を3～5つで選択可能</u> ・技術提案の内容が限られ求めづらい傾向にある工種は、技術提案を求めず、<u>施工能力評価型での評価</u>を検討 ・技術提案様式の<u>文字数を3割程度削減</u>
	② 河川維持管理における資格制度活用	<p>河川管理の特質を理解し<u>豊富な経験を有する官民の技術者の知見を活用して、技術を継承し、管理水準を維持する</u>仕組みを構築する必要があることから、<u>平成27年度から河川維持管理技術者、河川点検士の資格制度が創設。</u></p> <p><u>平成30年2月国土交通省登録資格に登録。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の堤防や護岸補修等の維持工事・堤防除草工事において、<u>河川の変状を発見した場合</u>など、河川の維持管理に深く精通した<u>技術者の“より適切な判断”</u>により、<u>早期の対応や被害の最小化等に繋がることを期待</u> ・工事分野における維持管理水準の確保や向上を図るため、<u>河川の維持管理に特化した河川技術者資格</u>を配置した場合に優位に評価を行う
	③ 河川・道路維持工事の実績を評価	<p>災害対応、除雪、インフラの維持管理等(維持事業)を担う能力のある<u>地域建設企業が減少</u></p> <p>維持事業が将来にわたって持続的に行われるよう、<u>担い手を確保</u>する必要がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川維持、道路維持工事の施工実績があれば、一般土木工事において「<u>企業の能力等</u>」で<u>加点評価</u>する

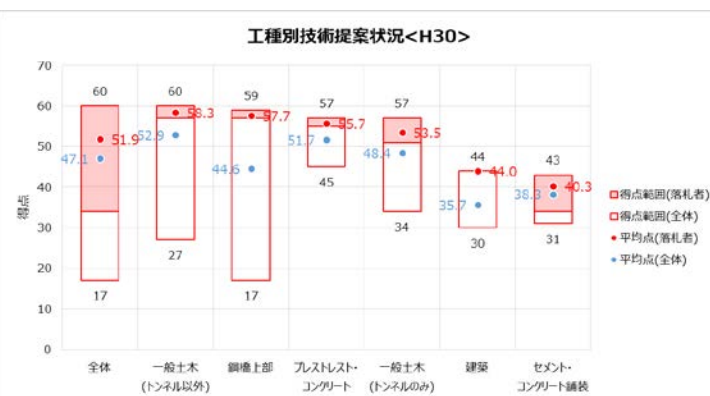
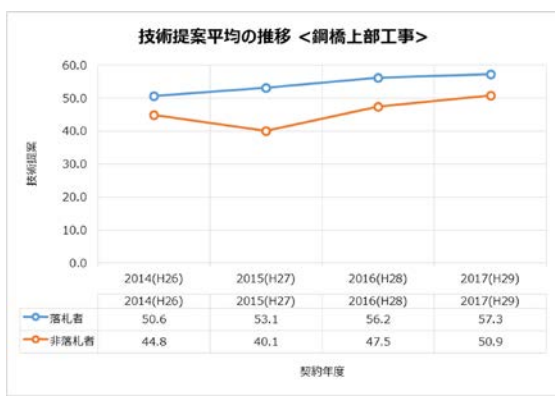
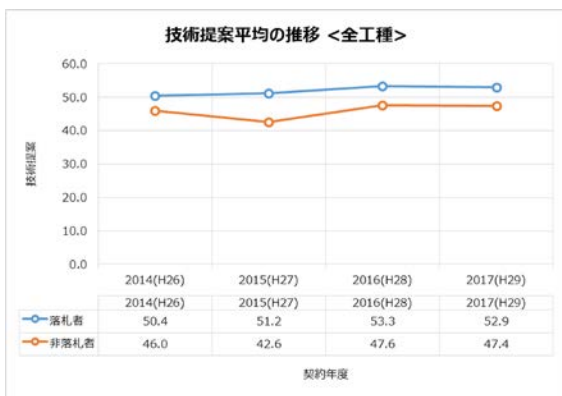
総合評価ガイドラインの改定

【基準改定①】求める技術提案項目数の削減（受発注者の負担軽減）

【背景】

- ・現在、東北地整における技術提案評価型S型の求める提案項目数は5つを基本としている。
- ・技術提案の点数が年々上昇傾向で事実上の価格競争化。
- ・1つの項目内に多数の技術を提案し、高得点を狙う提案が多い傾向。
⇒得点への直接要素とならない提案内容も履行義務が生じる。
- ・技術提案の内容で一部、標準化しつつある提案が生じている。

技術提案の点数が年々上昇し、高止まり傾向



【検討案①】

- ・工事規模や工事の難易度に応じて、求める技術提案項目数を3から5つで選択可能とする。
- ・検討中

技術提案の内容が限られ求めづらい傾向にある工種は、技術提案を求めず、**施工能力評価型での評価**を検討

【基準改定①】技術提案書の作成負担の軽減（オーバースペックの防止）

【背景】

- ・他地整に比べ技術提案書の様式の自由度が高く、様式への**技術提案の「詰め込み」が多発**
⇒提案内容が過度に過熱し、オーバースペックの誘発につながりかねない

＜東北地整の現在の様式運用＞

- ・指定テーマに対する提案項目数：最大5提案
- ・用紙サイズ：A4縦様式（両面）
- ・文字ポイント：10ポイント
- ・文字数制限：なし

10,000文字以上の
技術提案書も散見！！

検討案②

＜東北地整の来年度の様式運用(案)＞

- ・指定テーマに対する提案項目数：**3～5提案**
- ・用紙サイズ：A4縦様式（片面、又は両面）
- ・文字ポイント：**11ポイント**
- ・文字数制限：**あり**
（マス・行数制限で最大7500文字程度まで制限）
- ・検討中

提案内容の標準案との比較として、
「概算工費」の項目追加について検討

総合評価落札方式の技術提案（評価項目・様式等）比較【WTO】

項目		東北	北海道	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
指定テーマ数(標準)	VE提案	1～2	2	1	2	2	2	1	2	1	2
指定テーマに対する提案項目数(最大)	VE提案	5	5	5	5	10	8	4	6	2	10
提案項目の指定数	VE提案	全項目	全項目	2項目	全項目	指定なし	指定なし	全項目	全項目	1項目	指定なし
記述の条件	用紙サイズ	A4縦	A4縦	A4縦	A4縦	A4縦	A3横	A4縦	A4縦	A4縦	A4縦
	指定テーマの枚数(最大)	2	3	3	5	6	6	4	2	4	4
	文字ポイント(最小)	10pt	10.5pt	10pt	10.5pt	10.5pt	10.5pt	10.5pt	11pt	10.5pt	10.5pt
	文字数・行数制限	なし	文字数及び行数	なし	なし	なし	文字数	行数	なし	なし	なし
記載事項の指定項目	提案内容	提案内容	提案内容	提案内容	提案内容	提案概要	提案概要	提案概要	工法名	提案内容	提案理由
	期待される効果	提案理由	期待される効果	期待される効果	期待される効果	課題と目的	実施方法	標準案との相違点(概算工費)	実施内容	期待される効果	提案内容
	期待される効果	施工方法及び管理手法	標準案との相違点	概算工費	期待される効果	配慮事項	期待される効果	実績及び結果	実績及び結果	実績及び結果	配慮事項
	期待される効果	期待される効果			仕様	履行範囲		概算工費			概算工費
	期待される効果					期待される効果					

技術提案書の文字数を3割程度の削減を目標！！

河川維持管理における資格制度活用について

背景

- 河川管理施設等の老朽化の進展、維持管理に関する社会的な関心の高まりを背景に平成25年、河川法の一部改正により河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し修繕することが義務化されかつ必要な技術的基準を定めることとされた。
- 一方で河川の維持管理は基準化が進んでも依然として現場での経験に基づいた適切な判断を必要とするが、豊富な経験を有する技術者の確保が困難になりつつある。
- このような背景から、河川管理の特質を理解し豊富な経験を有する官民の技術者の知見を活用して、技術を継承し管理水準を維持する仕組みを構築する一つとして「河川維持管理技術者」及び「河川点検士」の資格制度が創設された。

河川維持管理技術者資格

- 平成27年2月に一般財団法人河川技術者教育振興機構設立
- 平成27年度から、「河川維持管理技術者」、「河川点検士」資格試験開始
- 平成30年2月に、国土交通省登録資格に登録され、省としても積極的に活用することとしている。

	河川維持管理技術者	河川点検士
期待される社会的役割	地域の河川に熟知し、維持管理についての適切な状態の把握と対応の提案等を行うことで維持管理の実務や地域の安心に貢献する	マニュアル等を熟知し点検を確実に実施して変状を把握することで維持管理の実務に貢献する。
技術者像	河川の維持管理に求められる応用的技術、経験や地域の河川に関する知識、経験を有する技術者	河川の維持管理に関する基本的技術・経験を有する技術者
求められるスキル	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の状態把握と分析・対応に関わる技術 ・地域の河川特性や改修・災害の特性・履歴等に関する精度度 ※河川の状態把握に関わる実務年数7年以上、うち指導的立場の実務経験2年以上、河川点検士資格に登録していること等	点検要領等のマニュアル類に即して的確に河川の維持管理に必要な点検を実施できる技術 ※河川に関する実務経験1年等

※東北6県で登録されている資格者数

(H31年2月現在の「河川技術者教育振興機構」登録者数)

		内 訳		
		建設業	コンサル・測量	その他※
河川維持管理技術者	38名	0	30	8
河川点検士	614名	149	358	107

※「その他」は、国及び地方自治体職員など諸業種)

- H31年度以降発注の河川維持工事において、河川維持管理技術者等を配置した場合、優位に評価を行う。
- 河川の維持管理に精通した技術者の配置により、河川管理施設や許可工作物の変状を発見した場合など、的確な状態把握とともに早期の対応あるいは予防保全に繋がることを期待

■ 従来の評価

分類	評価項目	配点	小計	
	施工計画 (I型のみ)	可・不可		
企業の能力等	企業の施工実績	5点	22~20点 換算後の加算点 20点注)	
	工事成績評定点	5点		
	表彰 (優良工事表彰等)	2点		
	表彰 (3D・SAFETY・安全表彰)	1点		
	ICTの全面的な活用、CIM、情報化施工技術 (舗装工) の使用の有無	2~1点		
	登録基幹技能者の配置の有無	1点		
	地理的条件	本店、営業所の所在地		2点
	地域精通度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		3点
地域防災への協力体制		1点		
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	7点	20点	
	工事成績評定点	7点		
	優良工事表彰	4点		
	継続教育 (CPD) の取組み状況	2点		



■ 今後の評価 (案)

分類	評価項目	配点	小計	
	施工計画 (I型のみ)	可・不可		
企業の能力等	企業の施工実績	5点	22~20点 換算後の加算点 20点注)	
	工事成績評定点	5点		
	表彰 (優良工事表彰等)	2点		
	表彰 (3D・SAFETY・安全表彰)	1点		
	ICTの全面的な活用、CIM、情報化施工技術 (舗装工) の使用の有無	2~1点		
	登録基幹技能者の配置の有無	1点		
	地理的条件	本店、営業所の所在地		2点
	地域精通度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		3点
地域防災への協力体制		1点		
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	7点	22~20点 換算後の加算点 20点注)	
	河川維持管理技術者又は河川点検士を配置	2点		
	工事成績評定点	7点		
	優良工事表彰	4点		
	継続教育 (CPD) の取組み状況	2点		

注) 企業の能力評価と技術者の能力等の加算点最高点は、I・II型は20点に換算する。
 換算後の加算点 (I・II型)
 = 加算点最高点 (20点) / 評価項目の満点 (22~20点) × 評価項目獲得点
 換算後の加算点は、少数第2位を切り捨てとする。
 なお、複数の資格を保有している場合も累積評価はしない。



平成30年2月27日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

40の民間資格を新たに登録します！

～「平成29年度 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は2月27日付けで、国土交通省登録資格に40の民間資格を新たに登録します。第4回目の登録となります。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに211の資格を登録しています。

新たに登録した40の技術者資格は、既登録技術者資格とあわせて、**国及び地方公共団体の業務発注時の総合評価落札方式において加点評価するなど、積極的に活用していく予定です。**

■国土交通省登録資格について

- ① 登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）
⇒ **【別添1】参照**
- ② 国土交通省登録資格の概要（参考）
⇒ **【別添2】参照**

【参考HP】

- ※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程
(<http://www.mlit.go.jp/common/001211390.pdf>)
- ※2 申請について
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き
(<http://www.mlit.go.jp/common/001211401.pdf>)
- ※3 技術者資格制度小委員会について
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyusuisyashikaku01.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房 技術調査課	課長補佐 係長	矢野 (内線22357) 平岡 (内線22358) 福田 (内線24297)
公共事業調査室		
TEL 代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8220	技術調査課 (技術調査室)	
03-5253-8258	公共事業調査室 (公共事業調査室)	
FAX 直通：03-5253-1536	技術調査課 (技術調査課)	

(参考)国土交通省(平成30年2月27日)記者発表資料抜粋

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
平成29年2月24日	第207号	1級土木技術者(交通)コースA	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 大石 久和 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第208号	上級土木技術者(交通)コースB	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 大石 久和 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第209号	1級土木技術者(交通)コースB	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 大石 久和 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第210号	1級土木技術者(橋梁)コースB	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 大石 久和 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成29年2月24日	第211号	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 大石 久和 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第212号	河川技術者資格 (河川維持管理技術者)	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 大西 亘 東京都千代田区麹町2-6-5	河川技術者教育振興機構事務局 東京都千代田区麹町2-6-5
平成30年2月27日	第213号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 村田 和夫 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第214号	河川技術者資格 (河川点検士)	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 大西 亘 東京都千代田区麹町2-6-5	河川技術者教育振興機構事務局 東京都千代田区麹町2-6-5
平成30年2月27日	第215号	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 村田 和夫 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局) 東京都千代田区三番町1番地
平成30年2月27日	第216号	高速道路点検士(土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 杉山 武彦 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第217号	高速道路点検診断士(土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 杉山 武彦 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第218号	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 大石 久和 東京都新宿区四谷一丁目無番地	土木学会技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
平成30年2月27日	第219号	高速道路点検診断士(土木)	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 杉山 武彦 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F
平成30年2月27日	第220号	高速道路点検士(土木)	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 杉山 武彦 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2-11-10 OJビル2F

【基準改定③】河川・道路維持工事の実績評価

- ・災害対応、除雪、インフラの維持管理等(維持事業)を担う能力のある地域建設企業が減少
- ・維持事業が将来にわたって持続的に行われるよう、担い手を確保する必要がある
 - ⇒ 経常維持工事における実績を「一般土木工事(施工能力評価型〔I・II型〕)」で評価
 - ⇒ 河川維持、道路維持工事の施工実績があれば「企業の能力等」で加算評価

■ 従来評価

分類	評価項目	配点	小計
	施工計画(I型のみ)	可・不可	
企業の能力等	企業の施工実績	5点	22~20点 換算後の加算点 20点 ^{注)}
	工事成績評定点	5点	
	表彰(優良工事表彰等)	2点	
	表彰(3D・SAFETY・安全表彰)	1点	
	ICTの全面的な活用(ICT土工、ICT舗装)、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無 [*]	2~1点	
	登録基幹技能者の配置の有無	1点	
	地理的条件 本支店、営業所の所在地	2点	
	地域精進度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績 地域防災への協力体制	
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	7点	20点
	工事成績評定点	7点	
	優良工事表彰	4点	
	継続教育(CPD)の取り組み状況	2点	

※：「ICTの全面的な活用(ICT土工、ICT舗装)、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無」を選択しない場合は項目を削除した配点とする。

注) 企業の能力評価の加算点最高点は、I・II型は20点に換算する。
換算後の加算点(I・II型)
= 加算点最高点(20点) / 評価項目の満点(22~20点) × 評価項目の獲得点
換算後の加算点は、小数第2位を切り捨てとする。

■ 今後の評価(案)

※「一般土木工事」のみ

分類	評価項目	配点	小計	
	施工計画(I型のみ)	可・不可		
企業の能力等	企業の施工実績	5点	23~21点 換算後の加算点 20点 ^{注)}	
	工事成績評定点	5点		
	表彰(優良工事表彰等)	2点		
	表彰(3D・SAFETY・安全表彰)	1点		
	ICTの全面的な活用(ICT土工、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無 [*]	2~1点		
	登録基幹技能者の配置の有無	1点		
	地理的条件 本支店、営業所の所在地	2点		
	地域精進度・貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		3点
		地域防災への協力体制		1点
		河川・道路維持工事の施工実績の有無		1点
技術者の能力等	配置予定技術者の施工経験	7点	22点 換算後の加算点 20点 ^{注)}	
	ICT土工活用証明書又は週休2日実施証明書の有無	2点		
	工事成績評定点	7点		
	優良工事表彰	4点		
	継続教育(CPD)の取り組み状況	2点		

※：「ICTの全面的な活用(ICT土工、CIM、情報化施工技術(舗装工)の使用の有無」を選択しない場合は項目を削除した配点とする。

注) 企業の能力評価と同様に技術者の能力等の加算点最高点は、I・II型は20点に換算する。
換算後の加算点(I・II型)
= 加算点最高点(20点) / 評価項目の満点(22~20点) × 評価項目獲得点
換算後の加算点は、小数第2位を切り捨てとする。
なお、複数の証明書を提出した場合でも累積評価はしない。

業務関係

平成31年度 総合評価実施方針【業務】

項目	課題・問題等	取り組み内容
① 審査手続きの省力化、審査期間の短縮化について(働き方改革の推進)	特定テーマを設定して技術提案書の評価(プロポ及び総合評価)を行う場合は、現在、 <u>日時を決めて、予定管理技術者に発注事務所まで来てもらい、技術提案ヒアリング(面談)を行っており、参加企業・技術者の大きな負担。</u>	<u>詳細設計業務、または過去に行った業務内容と類似する業務等に限定し、技術提案のヒアリング(面談)を省略(試行)できるものとし、手続の省力化、手続期間の短縮化を図り、働き方改革を推進する。</u>
② 「地域の守り手」評価・育成の創設	地域コンサルタントは、「地域の守り手」であり重要な存在。 しかし、東北地整が発注する業務では地域コンサルタントの <u>受注件数は少ない状況</u> にあり、地域コンサルタントを「地域の守りの手」として評価、育成を進め、増やしていく必要がある。	簡易な設計や調査、点検などのコンサルタント業務を対象とし、 <u>地域コンサルタントが参加しやすい要件</u> で発注を行うことで、「地域の守り手」を増やす取り組みを行う(試行)
③ 河川維持管理における資格制度活用について	河川管理の特質を理解し豊富な経験を有する官民の技術者の知見を活用して、技術を継承し、管理水準を維持する仕組みを構築するため、平成27年度から <u>河川維持管理技術者、河川点検士の資格制度が創設</u> 。平成30年2月に、 <u>国土交通省登録資格に登録</u> された。 しかし、 <u>堤防・河道の形状計測、流水の状況等を把握する業務</u> である河川定期縦横断測量及び流量観測で評価の対象としていなかった。	河川維持管理における資格制度活用の取り組みとして ・ <u>河川の維持管理に特化した河川技術者資格</u> を配置した場合に優位に評価。 ・河川の維持管理に深く精通した <u>予防保全やその河川の維持管理計画に反映</u> することを期待。

総合評価ガイドラインの改定

① 業務発注手続における技術提案ヒアリング省力化による働き方改革推進(新規・試行)

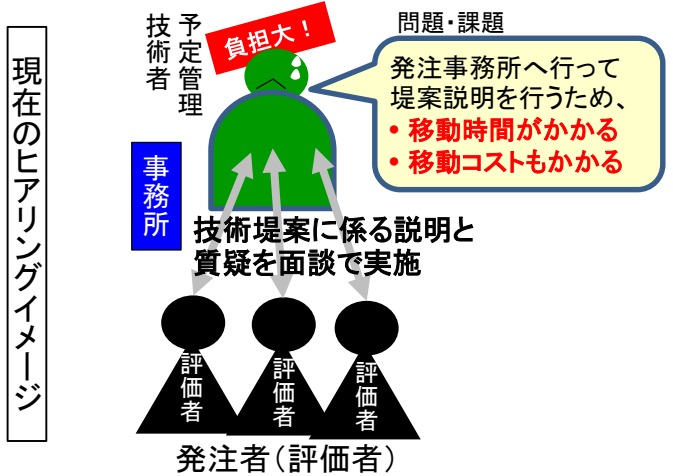
- 総合評価落札方式及びプロポーザル方式において、特定テーマを設定する技術提案書の評価については、予定管理技術者とのヒアリング(面談)を踏まえて評価を行っているが、**参加する企業・技術者の大きな負担**。
- **詳細設計業務、または過去に行った業務内容と類似する業務等に限定し、手続において予定管理技術者からの技術提案ヒアリングを省略できるものとする(試行)。**
- **手続の省力化と審査期間の短縮化**により、働き方改革を推進する。

試行対象業務

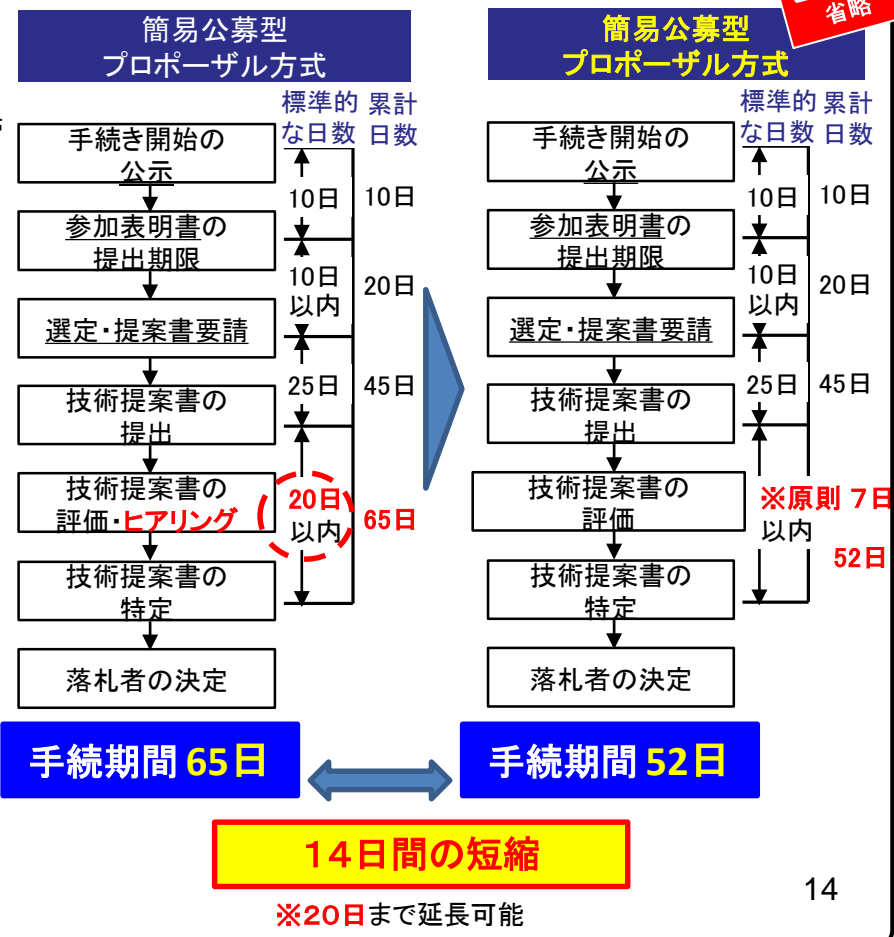
- 試行対象は、総合評価落札方式(1:2又は1:3)とプロポーザル方式(テーマ1つ又は2つ)で行う業務発注のうち、**詳細設計業務、または過去に行った業務内容に類似する業務等に限定し、手続において予定管理技術者からの技術提案ヒアリングを省略することができる(試行)。**



ヒアリング省略で、手続における参加企業の省力化を推進



審査期間の短縮



② 「地域の守り手」としての地域コンサルタントの評価、育成の推進(新規・試行)

- 県内に本店を置く地域コンサルタントは、「地域の守り手」として災害時には、迅速に現場に駆けつけて調査や設計を速やかに行い、災害の拡大防止など地域の安全安心の確保として**重要な存在**。
- 全国各地で頻発する自然災害等、東北地方でも災害発生時の迅速な対応が喫緊の課題。
- そのため、技術力のある地域コンサルタントの活用を促す取り組みを試行

★地域コンサルの受注が進まない原因

- 直轄業務の請負実績が少ない(または無い)
⇒**直轄の成績評定点が無い企業が多数**
- 直轄実績が無い**ため、表彰を受けた企業が無い・少ない**
- 一方で、自治体業務の実績は多く、**設計のノウハウを有する技術力のある企業が存在**

「地域の守り手」増やしていくためには

- 自治体発注業務での実績は多く、設計ノウハウを有する技術力のある地元企業が存在
(自治体実績＋技術提案を重視)
- 災害時に国からの要請を受けて出動できる迅速性のある企業
(災害協定等を重視)
- 地域の特性等を考慮した知識・技術力の活用
(地域精通度を重視)

「地域の守り手」を育て、災害に備える必要

地域企業の活用促進(チャレンジ型)(試行)

<「地域の守り手」評価・育成 総合評価落札方式>

■対象業務

- a. 設計や調査、点検などのコンサルタント業務を対象
- b. 一般競争 総合評価落札方式(1:1)
- c. 業務規模は10百万円以下を目安(自治体発注ロットを考慮)

■公募要件の見直し:地域コンサルタントを対象

- d. 発注事務所の所在県内に本店を置く企業を対象
- e. 同種・類似の実績要件は、国、県、市町村を問わない
- f. **東北地整の成績点の評価は行わない(項目を設定しない)**
- g. **東北地整の表彰実績の評価は行わない(項目を設定しない)**

■「地域貢献」を評価[加点点評価]

- h. 業務箇所の生活圏内に本店があれば加点
- i. 所属する団体と東北地整との災害協定があれば加点
- j. 過去10年内に災害協定に基づく活動実績があれば加点

■「技術提案」による評価により技術力を評価

- l. 履行確実性を確認するため業務の理解度、業務の進め方(実施手順(フロー))、業務工程表、本業務における留意点を記載(評価)

河川維持管理における資格制度活用について

背景

- 河川管理施設等の老朽化の進展、維持管理に関する社会的な関心の高まりを背景に平成25年、河川法の一部改正により河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し修繕することが義務化されかつ必要な技術的基準を定めることとされた。
- 一方で河川の維持管理は基準化が進んでも依然として現場での経験に基づいた適切な判断を必要とするが、豊富な経験を有する技術者の確保が困難になりつつある。
- このような背景から、河川管理の特質を理解し豊富な経験を有する官民の技術者の知見を活用して、技術を継承し管理水準を維持する仕組みを構築する一つとして「河川維持管理技術者」及び「河川点検士」の資格制度が創設された。

河川維持管理技術者資格

- 平成27年2月に一般財団法人河川技術者教育振興機構設立
- 平成27年度から、「河川維持管理技術者」、「河川点検士」資格試験開始
- 平成30年2月に、国土交通省登録資格に登録され、省としても積極的に活用することとしている。

	河川維持管理技術者	河川点検士
期待される社会的役割	地域の河川に熟知し、維持管理についての適切な状態の把握と対応の提案等を行うことで維持管理の実務や地域の安心に貢献する	マニュアル等を熟知し点検を確実に実施して変状を把握することで維持管理の実務に貢献する。
技術者像	河川の維持管理に求められる応用的技術、経験や地域の河川に関する知識、経験を有する技術者	河川の維持管理に関する基本的技術・経験を有する技術者
求められるスキル	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の状態把握と分析・対応に関わる技術 ・地域の河川特性や改修・災害の特性・履歴等に関する精度度 ※河川の状態把握に関わる実務年数7年以上、うち指導的立場の実務経験2年以上、河川点検士資格に登録していること等	点検要領等のマニュアル類に即して的確に河川の維持管理に必要な点検を実施できる技術 ※河川に関する実務経験1年等

※東北6県で登録されている資格者数

(H31年2月現在の「河川技術者教育振興機構」登録者数)

		内 訳		
		建設業	コンサル・測量	その他※
河川維持管理技術者	38名	0	30	8
河川点検士	614名	149	358	107

※「その他」は、国及び地方自治体職員など諸業種)

- H31年度以降発注の河川定期縦横断測量及び流量観測は堤防や河道の横断測量、流水の状況等を現場にて定期的実施する測量・業務であり、河川維持管理技術者等を配置した場合、優位に評価する。
- 河川の状態分析・河川管理施設の点検に精通した技術者の配置により、予防保全やその河川の維持管理計画に反映することを期待

■従来の評価

分類	評価項目	判断基準	配点	ウエイト	小計
企業の能力等	同種・類似業務		11点	11%	22点
	業務成績		7点	11%	
	業務表彰		4点		
技術者の能力等	技術者資格	測量士	必須	14%	28点
	業務実績		7点		
	地域精通度		7点		
	業務成績		10点	14%	
	業務表彰		4点		
提 案 技 術	実施方針		50点	50%	50点



■今後の評価 (案)

判断基準	配点	ウエイト	小計
	11点	11%	22点
	7点	11%	
	4点		
①測量士及び河川維持管理技術者(3点) ②測量士及び河川点検士(1点) ③測量士を有する。(0点) ④上記以外は指名しない。	3点	14%	28点
	4点		
	7点		
	10点	14%	
	4点		
	50点	50%	50点